

## 大阪大学数学教室同窓会会則

- 第1条 本会は、大阪大学数学教室同窓会と称する。
- 第2条 本会の事務所は、豊中市待兼山町1番1号 大阪大学理学研究科数学教室内に置く。
- 第3条 本会は、次の会員によって構成される。
- 1 正会員 大阪大学理学部数学科の卒業生、大学院理学研究科数学専攻および大学院情報科学研究科情報基礎数学専攻の正規の課程を修了したもの。中途退学者で本人が希望し、役員会の承認したもの。
  - 2 準会員 大阪大学理学部数学科学生、大学院理学研究科数学専攻学生および大学院情報科学研究科情報基礎数学専攻学生。
  - 3 連携会員 大阪大学大学院理学研究科数学専攻教員および大学院情報科学研究科情報基礎数学専攻教員。
  - 4 特別会員 大阪大学理学部数学教室の関係者で、役員会の推薦したもの。
- 第4条 本会は、会員相互の親睦と連絡をはかることを目的とする。
- 第5条 本会は、その目的を達成するため、原則として毎年1回総会を開き、適時会員名簿を発行する。
- 第6条 本会の経費は、正会員の会費によるほか、寄付金をもって充てる。
- 第7条 本会は、次の役員をおく。
- |      |     |
|------|-----|
| 会長   | 1名  |
| 常任幹事 | 若干名 |
| 幹事   | 若干名 |
- 第8条 会長および常任幹事は、総会において推薦または選出する。  
幹事は原則として各年次の学部卒業生から1名を会長が委託する。
- 第9条 会長は同窓会を代表する。  
常任幹事は、会長を補佐して会務を処理する。  
幹事は、常任幹事を助け、主としてクラスの連絡をはかる。
- 第10条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- 第11条 この会則の変更は、役員会の議を経て総会において行う。

(2012年1月20日 数学教室同窓会総会で承認)